

国際税務における租税条約とは

国際税務で重要な**租税条約**とはどのようなものでしょうか？

前回お伝えした二重課税が発生した際に、これらを排除・緩和するためには手続きが必要です。租税条約とは、「二重課税の軽減・排除」や「脱税の防止」を目的とした、国家間で締結される文書による合意のことを指します。

租税条約は、日本企業に対する海外の税務当局からの課税を制限してくれる、あるいは減免してくれるという効果があります。逆に海外企業が、日本の税務当局から課税を受ける場合も同様です。そして租税条約の大きな特徴ですが、「**プリザベーションの原則**」に基づき、租税が減免されることはあっても、新たに課税関係が創出されることは基本的にありません。そのため、この租税条約を使う場面は、源泉税を減免・還付するケースが最も多いのが実情です。

★**プリザベーションの原則**：条約締結国が国内法上有する、租税についての減免措置、または納税者にとって有利な国内法上の規定は、租税条約の適用によって損なわれないという原則。

例)日本企業がA国法人へ、200万円の特許をライセンスした場合はどうなるでしょうか？

A国の税法ではロイヤリティに対する税率が20%と仮定します。
この場合、A国では200万円のうち、**40万円が源泉**として課税されます。

一方、日本とA国との間の**租税条約**では「**使用料の限度税率 = 10%**」と規定されていたとします。

この場合、本来であれば40万円課税されることが、200万円の10%と**20万円のみ**の課税で済む、ということになります。これは、**プリザベーションの原則**に基づき、**減免**されたということになります。

反対に、日本・A国両国で非課税のものに対し、租税条約が「課税」と規定されていたとしても、国内法が適用されるため、新たな課税関係は創出されない、ということになります。

また、この租税条約は各国にあります。手続きをする国は、「減免を受けたい = 租税条約の効果を得たい」国になります。手続きをする場所は「減免を受ける国 = 租税条約を適用させる国」となります。

日本は多くの国と租税条約を締結していますが、日本の税法に毎年改正があるのと同じように、租税条約に関しても新たに締結されたり、改正されたりすることがあるので注意が必要です。

国際税務通信 Vol.11

常に普段取引のある国との租税条約に気を配り、税率の上限に変更があった場合は適宜対応が必要となります。

複雑そうな租税条約ですが、国際税務での二重課税防止において欠かせない制度です。